

来月10月1日（木）、2日（金）の2日間は
社内研修のため、臨時休業とさせていただきます。
顧問先の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、
よろしくお願い申し上げます。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和8年9月1日
代表社員 石田 洋祐

●非上場株式の評価が大きく変わろうとしています

国税庁は8月20日「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の第5回会合を開き、新たな評価方式のイメージを明らかにしました。

●これまでの評価方式と問題点

これまで非上場株式の評価は、会社規模や出資比率に応じて、評価方法（類似業種比準方式、純資産価額方式、その折衷法、配当還元方式）が変わるので、評価額を圧縮する意図で会社規模等を操作することが問題視されていました。

そこで、会社規模による区分をなくし、幅広い会社で共通の方法で評価する方向が検討されています。

●「残余利益方式」へ一本化の方向

これまでの評価体系を廃止し、インカムアプローチによる「残余利益方式」が示されました。

・残余利益方式の計算イメージ

株式評価額	=	① 簿価純資産額（≠時価）	±	② 数年分の超過収益
-------	---	---------------	---	------------

① 簿価純資産額とは会社の帳簿に載っている資産と負債の差額のことを言います。時価評価せず帳簿価額を使います。

② 通常期待される利益を上回る部分。会議では有識者から5年分がよいのではとの意見あり

●納税者への影響は

土地を多く保有している会社	時価ベースから簿価ベースへ考え方が変わるため、含み益が評価に反映されにくくなります。
利益が大きい会社	超過収益力が直接評価に反映されるため、簿価純資産を超える評価になります。
赤字・低収益の会社	簿価純資産より低い評価となります。
事業承継対策	会社規模の操作等評価額の圧縮対策は難しくなります。

この見直しは現在はまだ検討段階であり、今後具体的な計算式や、期待収益率、純資産価額方式・配当還元方式の対象範囲など、重要な課題があります。今後も議論の行く末を注視していかなくてはなりません。

以 上